

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

改正 平成 26 年 7 月 14 日

改正 平成 27 年 3 月 12 日

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、公益財団法人高松市国際交流協会（以下「本協会」という。）定款第 14 条及び第 30 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律で定める報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬)

第 3 条 本協会は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 前項に定める者の報酬の額は、年額 360 万円を超えない範囲内において、その職務、資格等を勘案して、高松市の事業団等外郭団体報酬額に基づき理事会の承認を得て理事長が決定するものとする。
- 3 高松市職員以外の非常勤の評議員及び役員には、その職務の対価として、職務に従事した日数に応じ、日額 6,000 円を報酬として支給するものとする。
- 4 前項の報酬は、支給要件の発生の都度、本人に直接支給するものとする。
- 5 役員等には、役員賞与を支給しない。
- 6 常勤役員の退職に当たっては、退職慰労金を支給しない。
- 7 常勤役員が協会の使用人を兼ねる場合は、役員としての報酬等は支給しない。

(報酬の支給)

第 4 条 報酬の支給日は毎月 21 日とし、支給方法は現金支給とする。

(費用)

第 5 条 本協会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求

のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 役員及び評議員には、理事長が費用の弁償を必要と認めた用務に従事したときは、第3条第3項の報酬に代えて、協会旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(公表)

第6条 本協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成23年12月20日理事会議決)

附則

この規程は平成26年7月14日から施行し、改正後の第3条第5項については平成26年4月1日から適用する。(平成26年7月14日理事会議決)

附則

この規程は平成27年4月1日から施行する。(平成27年3月12日理事会議決)